

2021 年 4 月 20 日

株式会社国際協力銀行
総裁 前田 匡史 様
株式会社日本貿易保険
代表取締役社長 黒田 篤郎 様

一般財団法人 エンジニアリング協会
一般社団法人 日本貿易会
日本鉄道システム輸出組合
日本機械輸出組合

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のための ガイドライン改訂に関する要望書

2014 年の前回改訂時において、エンジニアリング協会、日本貿易会、日本鉄道車両輸出組合（現：日本鉄道システム輸出組合）、日本プラント協会、日本機械輸出組合の 5 団体は国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）宛に環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望を提出し、我が国産業界が、国際的事業展開を行う中で環境社会配慮に最大限留意するとともに、我が国の優れた環境技術や省エネ・新エネ技術を各国に提供することによって環境の維持・改善を支援し、以って各国の持続可能な発展に貢献していることを表明しました。

我が国産業界は、2019 年度後半からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、非常に制限された環境下での経済活動を強いられている中でも、我が国の 2050 年のカーボンニュートラルへの取組み等、環境社会配慮に留意した活動を続けております。

今回の改訂においては、同ガイドラインの実施状況の確認、OECD 環境コモンアプローチの改訂及び国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向等を踏まえて関係者間で広く議論が行われますが、貴行並びに貴法人におかれましては、限られた人的資源を適切に活用いただくとともに、特に下記の点及び別添にご配慮いただくよう、国際ビジネスを推進する企業の立場から、上記 4 団体連名にて要望いたします。

記

1. 設立の目的に則った環境社会配慮の確認

株式会社国際協力銀行法の第一章総則（目的）第一条は「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担う」、また貿易保険法の第一章総則（目的）第一条は「外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図る」と謳っている。については、当該ガイドラインにおいても、設立の目的を念頭においたうえで環境社会配慮の確認に対応いただくよ

うご留意いただきたい。

2. 環境社会配慮等に関する世界的潮流を踏まえた対応

前回改訂より5年が経過している中、国際協力銀行並びに日本貿易保険におかれては、人権保護、地球環境問題への対応等を含む環境社会配慮に関する世界的潮流を踏まえた世界銀行・IFC等の国際機関、主要国の公的輸出信用機関（ECA）の環境社会配慮確認ガイドライン改訂状況、内容等を考慮いただき、それらの改訂動向等に準拠した同等レベルの対応をお願いしたい。

特に、貴行並びに貴法人の公的支援は、ODAプロジェクトとは異なる民間ベースのビジネス支援であるという側面を十分理解いただき、他国のECAと同水準の対応とし、我が国企業に不利益を生じることのないように、くれぐれも留意いただきたい。

3. 国際競争力の維持確保のための手続き等の確保

我が国産業は、常に厳しい国際競争にさらされており、国際競争力の維持は極めて重要である。コロナ禍における海外事業展開が一段と厳しさを増しつつある現状等を踏まえ、他国との競争に支障とならない、現実的かつ適切な手続きを確保し、競争力の面で、他国に比して劣後することのないようにご留意いただきたい。

4. 守秘義務等を考慮した情報公開手続き等の確保

対象案件は、商業ベースで実施されることから、情報公開においては、商業上の守秘義務の徹底はもちろんのこと、安全をも考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような運用の確保が重要である。プロジェクトの管理・運営等の情報、プロジェクトサイトにおけるセキュリティ対策情報等はいずれも高度な機密情報であり、また、温室効果ガス排出量見通しや環境影響評価の情報は、事業の経営計画等に直結する場合があるため、一様に詳細開示を義務付けることは適切では無く、情報公開手続き等に際しては、くれぐれも慎重な運用をお願いしたい。

5. 新たな資金ニーズへの支援体制の確保と限られた人的資源の適切な活用

我が国政府が昨年12月に新たに策定した「インフラシステム海外展開戦略2025」においては企業を取り巻く事業環境が大きく変化していることを反映し、我が国企業の質の高い技術・システムによる途上国貢献を果たすうえで重要とされるコアとなる技術の確保、現地との協創の推進、インフラの運営・管理等の継続的関与や第三国での外国政府・機関との連携等、具体的施策の柱が再構築されている。また、地球環境問題の高まりを背景として、革新的環境技術の開発に対しては、産業界を挙げて注力しているところである。

企業の新たな資金ニーズに対しては、産業界に過度な負担を強いることなく、迅速かつ柔軟な支援を行うべく、実態に即した運用を図っていただきたい。そのため、デューデリジェンスに関しては国際スタンダードに基づいて、限りある人的資源を有効活用できるよう、実効性のあるガイドラインとなるよう配慮いただきたい。

以上

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書

（別添）

項目	論点
1. 支援対象プロジェクトにおける人権保護義務について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業界としても昨今の世界的な人権への配慮は重要な論点と認識している。 ➢ 「人権の尊重を含む社会的関心事項」は、既に環境ガイドラインにおいて検討を要する影響の範囲に含まれることが必要十分なレベルで記載されていると思料されるものの、今後も外部環境変化について検討を続けることは有意義と思われる。
2. 環境レビューにおける環境社会配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクトのリスク管理の一環としても環境社会の観点からの配慮確認は重要と考えるが、現在の記載内容に準拠することで支援対象プロジェクトにおいて必要とされる人権面の対応は十分に可能であると理解している。 ➢ 国際スタンダードに準拠した環境社会配慮を行っている企業に対して追加的なプロセスを求めることは、他国 ECA とのイコールフットィング及び時間軸の観点からプロジェクト組成の負担になる可能性があるため、環境社会配慮面に加え、迅速なプロジェクト組成面も配慮した対応を考慮いただきたい。
3. 温室効果ガス排出が想定されるプロジェクトの公開等について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報開示に際しては商業上の機密や競争環境に十分な配慮が必要であると考える。 ➢ データの正確性の確保を含め、過度な要求は本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。また、OECD 環境コモンアプローチにおいては定量化・公開の必要性についての要求はないものと理解している。
4. 国際的基準等と乖離がある場合の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状において、環境レビュー結果の公表は一部の ECA にとどまっており、JBIC/NEXI の情報公開は、むしろ先進的な位置づけにあると思われる。影響力の大きい国であっても実施していない ECA（Euler Hermes、USEXIM、Bpifrance 等）もあり、更に過度な手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。
5. 非自発的住民移転計画等について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民移転計画等については、プロジェクト実施国が国家的な判断から策定する場合がありますが、第三国である我が国が住民移転計画等を入手することすらできないケースも予想されるため、一律の要件化は、実効性において相当程度の困難が伴うものと思われる。
6. 環境関連文書の翻訳の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境関連文書の翻訳版については、著作権の関係上、翻訳であっても公開にあたってはプロジェクト実施主体の承諾が必要と考えられる。また、仮に注記を付けたとしても、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳（費用対効果で必要部分のみ翻訳）を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念について完全に払拭することは不可能であり、プロジェクト実施主体の承諾は到底得られるものではないと思われる。
7. 環境社会モニタリング報告書の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC/NEXI より支援を受ける商業ベースのプロジェクトは他国との厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることから、公開については一義的に扱うことは困難である。 ➢ 多くの ECA がモニタリング結果の公開を積極的に推進していない状況下で、JBIC/NEXI は可能なものについては公開しており、現行の対応はむしろ先進的といえる。 ➢ 現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開する手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。
8. 常設の第三者機関の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境社会配慮に対する助言に係る第三機関の設置はイコールフットィングの観点から他国 ECA と整合性を保つことが必要と思われる。現状、他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、仮にこうした機関・制度が導入された場合には、国際競争に晒され迅速な対応を求められる日本企業の海外ビジネス展開が阻害される懸念がある。

9. 地域社会の安全、衛生等の配慮について	➤ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。
10. 非自発的住民の伴う移転等の補償への対応について	➤ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコルフットィングの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と思料する。